

定着さんの要請で当番出動した事例

---

事例 1 放火



基幹相談支援センターとの連携事例

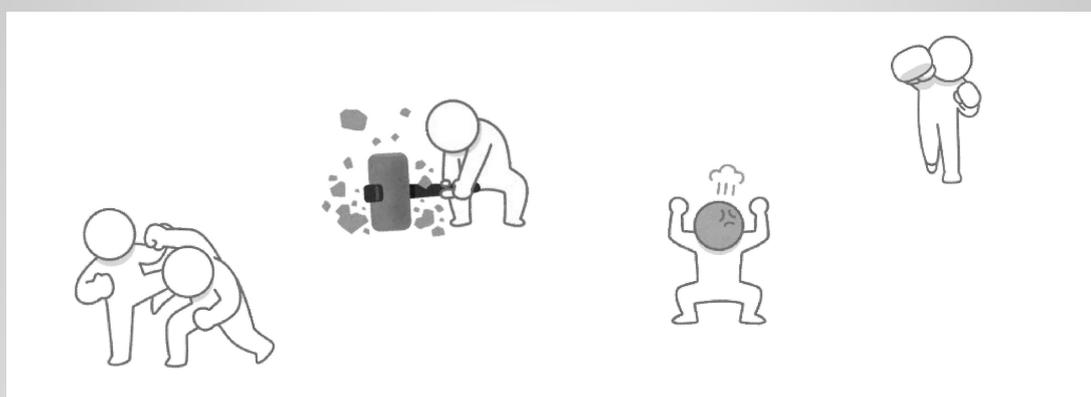
---

事例 2 窃盗



## その他いくつかの事例紹介

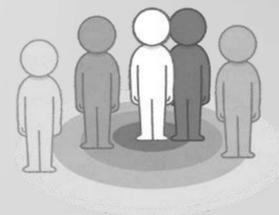
---



## 第3 最後に

---

(変わり者の) 弁護士にできる  
フォローアップの中で感じたこと



---

以 上

# 法テラス香川の連携のあゆみ

## 法テラス香川法律事務所

香川県弁護士会会員  
**植野 剛**  
Ueno, Takeshi

香川県弁護士会会員  
**長田 美絵**  
Osada, Mia



香川県弁護士会会員  
**田中 拓**  
Tanaka, Hiraku

香川県弁護士会会員  
**工藤 ゆかり**  
Kudo, Yukari

### 1 法テラス香川の特徴

本稿では、ひとりのスタッフ弁護士(以下「スタ弁」といいます。)の活動ではなく、法テラス香川で奮闘してきた歴代スタ弁の活動を、主に関係機関との連携の側面からお伝えしたいと思います。

法テラス香川法律事務所は、本所型です。発足当初から、業務の中心は刑事事件でした。特に、困難・重大案件や遠隔地まで接見に赴く必要がある事件等を多く受任してきました。その後、スタ弁増員に伴い、事件の幅が債務整理(主に自己破産)や家事事件(主に離婚)にも広がっています。しかし、現在でも刑事事件が主たる業務です。中でも、当事務所のスタ弁が担当した裁判員裁判がのべ約30件になっていることは特徴的です。

### 2 初期運営

このような中、法テラスが発足した2006年に赴任した初代安西教弁護士(53期)、翌年末に赴任した2人目の松井創弁護士(59期)のころ、依頼者(被告人・少年等)の社会復帰や立ち直りの手段のひとつとして連

携が始まりました。

例えば、路上生活者の支援団体と連携し、帰住先のない依頼者の支援(住居確保や情状証人としての出廷等)を行ったのです。また、安西弁護士を中心に、子どもの権利に関する委員会活動の中で、付添人ケース研究会が発足しました。これは、現在、弁護士以外に、司法・学校・矯正教育分野の関係者や学者等少年非行に携わる各分野の専門家が集まる、他では類を見ない勉強会に発展しています。これ以外にも、事件報道の在り方等を考える法曹とマスコミとの勉強会、被害者支援を行うNPOや臨床心理士等の専門家との犯罪被害者支援ケース研究会、児童虐待に関する勉強会等も始まりました。

これらは、代々のスタ弁も関わりつつ、多くの若手弁護士が参加する弁護士会の委員会活動の一部になって現在まで継続しています。

### 3 連携活動の基盤整備

その後、安西弁護士に代わり、2010年に久保田仁弁護士(61期)・坂田大祐弁護士(同)が加わって3人

体制となったため、受任事件の幅が広がるとともに、事件処理以外の面での関係機関との連携に手を伸ばす余裕が出てきました。

具体的には、スタ弁が法テラス地方事務所の挨拶回り・広報活動に同行してその活動内容を説明することで、民事法律扶助制度の普及や利用促進について努めるようになりました。その結果、自然と、県内の社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事務所や生活福祉課、女性・子どもセンター等の担当者や顔の見える関係ができていきました。この活動が、関係機関の側に転任があり、スタ弁に任期がある中で、お互いに声をかけやすい関係を持つことにつながったのです。

その結果、2011年に松井弁護士に代わって渡邊圭輔弁護士(62期)と田中拓(同)が赴任して4人体制になる前後から、関係機関と勉強会を持ちたり、島嶼地域や弁護士不在地域での法テラスの法律相談会を実施したりできるようになりました。

また、関係機関から、高齢・障害・疾患等を抱えた方、生活困窮者、DV等で行政の保護を受けてい

る方等の案件についての相談を受けようにもなりました。例えば、高齢・障害で病院から出られない方の生活支援のために出張法律相談を行ったり、障害者が拘取されているような事例において関係機関のケース会議へ手弁当で参加して法的な助言を行ったりです。

いずれも、法律問題を生きづらさの一部に抱えていながら、弁護士報酬を支払うだけの資力に乏しいケースや障害等のために弁護士側から出向いていかなければならないケースばかりでした。

他方で、スタ弁の側も、このような関係を生かして、例えば、刑事事件の依頼者が障害や疾患等の問題を抱えているケースにおいて、関係機関の協力を仰いで効果的な弁護活動を行えるようになりました。

### 4 現在の連携活動

久保田・坂田弁護士の退任、渡邊弁護士の転任後、現在のメンバーとなりました。現在の連携活動は、先輩諸賢が残してくれた成果の維持・発展に努めているほか、新たな障害福祉関係機関と連携したり、勉強会を発足させたりしています。

再犯防止について考える会もそのひとつで、弁護士・自立準備ホーム等を運営する民間団体・保護観察所・地域生活定着支援センター・刑務所関係者・学者等の有志が集まり、受刑者・刑余者等の社会復帰に必要な視点の共有やそれぞれが抱える問題の検討等を行っています。例えば、ここでクレプトマニア(窃盗癖)を取り扱ったことを契機に、民間団体を中心に勉強会のメンバーが協力し、KA(クレプトマニアの自助グループ)が発足しましたし、メンバーの支援のもと専門家医師を招いてのシンポジウムを開催しました。

また、近時取り扱ったテーマは、受刑を終えた刑余者等の住宅確保の障害となっている家賃保証をどうするかという問題でした。他県の家賃保証NPOの活動を参考に当地でできることを模索中です。

そして、薬物依存症からの回復施設であるダルク(DARC)の支援も、現在まで継続している活動のひとつです。初代スタ弁赴任時もそれ以後も、香川にダルクはありませんでした。薬物依存症の被疑者・被告人の多くは、依存症であるとの自覚も持たず、回復プログラムの存在に触れることもないまま犯罪者として裁かれていたのです。そのような中、香川にもダルクを作ろうという動きが起こり、初代以来のスタ弁もこれを支援してきました。その結果、2011年に現在の施設長が名乗りをあげ、香川ダルクが発足しています。その後、香川ダルクは、刑務所での特別改善指導や薬物犯罪の刑余者を受け入れる自立準備ホームといった役割を担い、刑事事件の弁護活動にも積極的に協力しています(勾留中の面会や情状証人出廷等)。そして、現在も元スタ弁や現役スタ弁のほか有志の弁護士や臨床心理士等の専門家がダルクを支援する活動(運営や経理の相談に乗ったり、助

成金獲得や法人化手続等の支援をしたり等)を継続しています。

### 5 これからの連携のかたち

「連携」にもいろいろなかたちがあると思います。

事件の処理等のために協力が必要な関係機関や団体を探し、相互に信頼できる関係を築き、具体的な事件処理をともにしていくというのが基本的なかたちでしょう。そして、それをもとに次の事件が来たとき、相互に協力しあえる。

これは、いわば、「つながる」連携といえます。

法テラス香川での連携は、このような連携を基礎に、勉強会等を通して、新たなものをもとに「つくる」連携活動に発展しつつあるように感じられます。再犯防止について考える会やダルクの支援はまさしくそうです。

個別の事件処理とは別に、新たな犯罪を「防ぐ」活動、高齢・障害・疾患等の要因を有する方のトラブル予防につながる「関係づくり」や「支援体制づくり」。

歴代のスタ弁がこれまでの活動で築いてきた経験と関係機関との信頼関係をもとに、そのような活動を目指して日々の業務に励んでいます。

### 連携を育てたスタッフ弁護士たち

法テラス香川法律事務所ができた初期のころ、スタッフ弁護士としてどのような役割を果たせばいいのかが模索し続け、そのなかで関係機関との連携の小さなきっかけを見いだすが一杯でしたが、田中先生をはじめとする現在のスタッフ弁護士たちは、その小さなきっかけを大きく育てていってくれました。今では、司法ソーシャルワークを実践するメンバーとして、関係機関との連携を強化しながら困難なケースを解決し続けています。私と違って奥ゆかしい彼女らは、華々しい成果をあげながら決して誇らないのですが、今後はその成果を積極的にアピールして、自分たちが作り上げた連携に香川県弁護士会をもっと巻き込んでいってほしいと思います。

from 安西 教 (香川県弁護士会会員)

資料





# 逮捕されたら 「当番弁護士」



大切なご家族が、支援している要支援者が逮捕されたら、どうすればいいの？

そんなときには、まず、香川県弁護士会の「当番弁護士」を利用してください！

弁護士が、1回、無料で面会に駆け付けます！！

## 1 電話する

受付：香川県弁護士会  
087-822-3693  
(平日9時～17時)



身体拘束を受けた当事者やそのご家族はもちろん、高齢や障害等の特性を有する当事者の支援者からも申し込みいただけます。当事者のお名前、拘束されている警察署、疑われている罪などをお知らせください。

## 2 当番出動



弁護士が1回だけ無料で面会に駆け付けます！！高齢や障害等の特性を有する当事者の場合、特性の内容や心配ごとをあらかじめお伝えください。

## 3 面会する



弁護士は、面会で当事者の相談に乗り、必要な助言をします。

引き続き弁護士の支援を受けたいときは当番弁護士にご相談ください。



## 捜査段階の刑事手続の流れ

当事者（被疑者）

家族・支援者

### 事件

- ・被害の通報・発覚で捜査が始まります。警察は事情聴取や証拠集めを行い、犯人を特定します。

心配

元気？ 不安



### 逮捕

- ・最大72時間の拘束を受けます。
- ・この間に検察官が拘束を延長する（勾留する）か否か決めます。

- ・面会できる場合もあります。
- ・差入れは可能ですが、差入れ物品には制限があります。

### 勾留

- ・10～20日間の身体拘束です。
- ・裁判官が面会や手紙の発受を禁止することがあります。

- ・禁止が決定されると、面会や手紙の発受ができません。
- ・差入れは可能です。

### 処分

- ・検察官が起訴（刑事裁判を起こすこと）するか不起訴にするか罰金にするかを判断します。

- ・起訴された場合、身体拘束が続きます。不起訴・罰金の場合、釈放されて会えます。

**ご家族や支援者の方の面会は、平日の日中のみ、1日に1組(3名まで)といった決まりがあります。飲食物やひもつきの衣服など差入れできない物品もあります。(詳しい手続や差入れ可能な物品については、留置施設にお問い合わせください。)**

**当番弁護士を含む弁護士は、たとえ一般の方との面会が禁止されていても、いつでも面会が可能ですので、すみやかに当事者に会って助言を行えます。**

**また、弁護士は守秘義務を負っていますので、当事者の障害などの特性等をお聞きしても外部にもらしません。障害などの特性を有する当事者の場合、その情報をあらかじめ知っていれば、特性をふまえた適切な面会・助言を行うことができます。**

**まずは当番弁護士の出動をご依頼ください！**



受付：香川県弁護士会  
087-822-3693  
(平日9時～17時)

